

唐代門閥貴族の婚姻関係——清河崔氏を例に

夏 炎（吉田 愛・訳）

はじめに

人間の社会において、家庭と婚姻とは密接な関係を有している。婚姻は家庭を形成する前提であり、家庭は婚姻の所産である。とすれば、婚姻関係の研究とは、家庭史研究を構成する要素の一つと見なければならぬ。中古の時代において、^①政治と婚姻とは、一貫して門閥貴族の地位を揺るぎないものとし続けた側面を持つ。そのうち婚姻関係は門閥貴族研究の重要課題とされてきた。清河崔氏は、中古において大人数を擁した名族の一つである。その基礎は魏晋期に形成され、十六国時代の発展を経て、北朝に至って隆盛を極め、博陵崔氏と名声を等しくする大族となった。隋・唐代に入ってから、崔氏は依然として繁栄し続け、強大な勢力を維持した。しか

しその後、崔氏一族は、唐末五代を経て宋代に入り、遂に衰退する。陳寅恪氏は、かつて唐代の統治階級を「閥隴集團」と「山東士族集團」に区分されたが、^②清河崔氏もまた山東集團の代表的な士族の一つである。したがって、唐代の北方の山東門閥貴族集團のいくつかの面——とりわけ婚姻関係のあり方については、清河崔氏を分析することによってその一端を窺うことが可能である。これこそが本論文が清河崔氏を取り上げた所以である。

歴史学界では、中古の門閥貴族の個別事例に関する研究は早くから始まり、国内外の学者によって清河崔氏に関する研究もすでに一定の成果があがっている。その内容は、政治・経済・文化・人物研究および考古資料の整理など、多岐にわたる。婚姻関係についても幾人かの学者が取り上げており、各方面から清河崔氏の各時期の婚姻関係を探究し、研究を広

く豊かなものとしてきた。³⁾

門閥貴族としての清河崔氏は、中古の幕開けと共に興り、幕切れと共に衰微したのであるが、今までの研究では依然として北朝を重視しており、南朝および隋唐期の状況については体系的な検討が不足しているように思われる。そのうえ研究の重点は、往々にして婚姻関係が門閥貴族の政治・社会的地位に与えた影響に偏っており、清河崔氏の婚姻関係について総合的な把握はできていない。そこで筆者は、主に全体的な視点から個別事例の研究を結合し、同時に統計的な分析方法を用いて、隋唐時代の清河崔氏の婚姻関係について基礎的な分析を行ってみたい。

一 婚姻関係の政治性

——魏晋南北朝期を振り返って

門閥貴族の婚姻関係が政治性を帯びることは、学界ではすでに定説となっている。王伊同氏は、門閥貴族間の婚姻を「通家」と称し、「名門の家は結婚に際しては用心深く、ほぼ等しい家柄と通婚する。通家は共に助け合い、朝堂を満たす。広く各方面で力を持つため官途も安泰となる。ゆえに一族の地位を守り、家格を貶めないようにするためには、通家は有効な手段であった」と指摘された⁴⁾。婚姻へのこのような希求によって、門閥どうしの婚姻はこの隋唐期にとりわけ際立つ

て現れた。この種の婚姻は、董家遵氏が「族際内婚制」と称されたように⁵⁾、明らかな政治性と排他性を示している。政略結婚は門閥貴族の婚姻の核であり、政治的な意義が「男女両性の間の社会関係」という婚姻の基本的な意味を遙かに超越した。中古の門閥貴族の婚姻関係は、政治的地位の盛衰と連動していたのである。筆者はここで先人の論を繰り返しはしないが、このような政略結婚が唐代まで清河崔氏を中心とする門閥貴族の間でどのように執り行われていたのか、その具体像を検討してみたい。

清河崔氏は、中古の全時代を通し門閥貴族としての地位を保ち続けた。したがって、唐代における婚姻関係を調査する前に、魏晋南北朝期の清河崔氏の発展とその婚姻関係の状況について、簡単に振り返っておく必要がある。

前漢初年、崔氏は清河・博陵の二房に分かれ、前漢・後漢は清河崔氏の一族の発展期となり、曹魏時代の崔林・崔琰は一族を門閥貴族にまで昇格させた。その子孫は魏晋期においてもまた官職を受け継いでいたが、全体的に見て、一族の業は草創期のままといえ、門閥貴族としての政治・経済・文化の基礎はまだ非常に脆弱なものであった。そのため、政治・社会的地位の等しい家柄同士の政略結婚は行われようがなかったのである。十六国時代は一族にとつて激動の時代であった。清河崔氏は、元来の比較的安定した状態から、目まぐるしく変動する発展態勢に入った。一族の劇的な動きは、一族の房

支の分化、一族の構成員の流動、一族の政治的地位の激しい変動、そして一族の思想意識の全面的な変化などに現れた。

この時期、清河崔氏は一貫して極めて不安定な発展状態にあり、絶えず胡族の政権間を立ち回っていた。しかし、これらの政権の統治者たちが、漢族士大夫との連携に意を用いたものの、元来の門閥貴族の政治的局面はいくらか破壊されてしまった。そのため、清河崔氏の一族の構成員は、最も基本的な生存と発展の権利だけは保持することができたといっても、一族の政治的地位はもはや保証されることなく、ゆえに、清河崔氏の政略結婚もまた思いどおりに実現することはなかった。

清河崔氏は南北朝時代に入ると、それまでの蓄積によって、一族の経済・政治・文化の基礎はすでに備わり、政策的に婚姻関係を取り結ぶことがようやく可能となった。北朝期は、清河崔氏の一族が発展した最高潮の時代と言える。十六国時代の官歴は、清河崔氏が北朝に仕えるための確固たる基礎を築いた。経済面では、一族の発展が戦乱のために特に中断されたわけではなかったため、経済的な地盤は深刻な破壊を被っていない。政治面では、胡族との長期的な協力を経て新たな仕官経験を多く積み重ねている。そして思想意識の面では、胡族の統治者の気に障る考えを再び起こすはずもなかった。

このため、清河崔氏は北朝に仕える際に大きな逆風と紆余曲折を経験していない。北朝および十六国時代は、ともに胡族

による政権が主であったにもかかわらず、北朝の状況は十六国とは大きく異なっていた。ここで最も重要な点は、北朝が門閥体制を打ち立てたことである。この体制は、門閥貴族の発展に制度上の保証を提供したことは疑いない。ゆえに清河崔氏は北朝期以降、政治的地位において次第に台頭し、そのいくつかの房支は一族の発展にピークをもたらしたのである。この時期、清河崔氏のいくつかの房支は壊滅的な打撃を受けたが、全体的に見れば、清河崔氏は、経済的な地盤や政治的な地位および文化的な側面でも、つねに非常に優位な立場にあった。まさに北朝にあって、清河崔氏は真正正銘の門閥貴族たり得たのである。

南朝期は、一族が平穩に発展していった時代である。十六国・南北朝時代を通じて、清河崔氏の南朝でのあり方には特色がある。さしたる被害も受けておらず、かといって際立った発展もせず、穏やかな様相を見せている。「門閥貴族」というこの名称は、南朝の清河崔氏にとっては、あまり大きい意味を持たないようである。清河崔氏の成員は、基本的な政治生活を維持しているのみで、後には概ね南朝から北朝に帰順する傾向すら見せる。

上述の北朝と南朝の政治発展の対比からは、婚姻関係の範囲に明らかな差異を見て取ることができる。たとえば、北魏の崔宏の一族は、北魏前期、赫赫たる政治的地位にあったことから、通婚相手は全て一定の政治的地位を持つ漢人士族に

限られ、北魏の宗室や庶族との例はない。これら漢人士族のうち、大部分は清河崔氏と同じく北朝に仕えた名門であり、范陽盧氏・趙郡李氏・太原王氏などのような大族が崔氏一族と婚姻関係を持った。しかし南朝では、崔遵・崔輯の一族は政治上の地位が一般的な水準であったため、その姻戚となった者の多くは平原明氏・平原劉氏・清河張氏・清河房氏などの一般的な士族であった。

以上が清河崔氏の魏晋南北朝期における発展の概略であり、ここから婚姻による政治的な結び付きを形成し、かつ堅固なものとするためには、門閥貴族の経済上・政治上の文化水準がいかに重要であったかを見て取ることができる。

筆者がかつて『魏書』、『北齊書』、『北史』、『南史』、『宋書』、『南齊書』および趙超『漢魏南北朝墓誌彙編』（天津古籍出版社、一九九二年六月）をもとに、南北朝時期の清河崔氏と婚姻関係を結んだ者をまとめたところ、総計六一人、三〇郡姓にのぼった。その内訳は、宗室六人・清河房氏七人・平原明氏六人・范陽盧氏五人・清河張氏四人・趙郡李氏三人・太原郭氏三人・平原劉氏三人・隴西李氏一人・太原王氏一人・北海王氏一人・平原杜氏一人・河東柳氏一人・河東裴氏一人・清河傅氏一人・渤海封氏一人・彭城劉氏一人・南陽趙氏一人・南陽鄧氏一人・武威賈氏一人・鉅鹿魏氏一人・河間邢氏一人・安樂蔣氏一人・広宗陳氏一人・遼東公孫氏一人・上谷王氏一人・劉氏二人・李氏二人・金氏一人・馮氏一人である。

これらの郡姓の中で、郡望が不明な劉氏・李氏、士庶の身分が不確定である金氏・馮氏を除いて、その他はみな士族階級、朝廷内の権貴、そして宗室の一員（元氏・高氏）である。その中には、清河崔氏の地位に匹敵する范陽盧氏・趙郡李氏・隴西李氏・太原王氏といった名門の姓もかなりの割合で含まれ、太原郭氏・河東裴氏・清河張氏・清河房氏・平原明氏などの比較的高い身分の士族も散見される。士族は清河崔氏的全通婚者中、七九%を占めており、全体的に南北朝期の清河崔氏の婚姻範囲は士族内に限定されていたといえる。士族間の通婚は、往々にして一族出身者が身を置いている政治的地位の高低と連動していることから、門閥貴族の婚姻関係が政治性を帯びていたことは明らかである。

それでは、唐代の清河崔氏の婚姻関係はどのような様相を呈していたのであろうか。次にこの点を見てみたい。

二 一 政略結婚の再盛——隋唐時代

検討に入る前に、まず明確にしておかねばならない点がある。それは、清河崔氏などの門閥貴族は、決して幾人かの研究者が説くように、隋唐以降は没落してそれきり振るわなくなったというのではなく、⁶新たな姿を以てなお当時の歴史の舞台に活況をもたらしたという点である。唐代に門閥貴族が存在し、繁栄したことは、本稿の立論上の基礎となるところ

だからである。

南北朝の対立かつ分裂した局面は、隋王朝の統一と同時に終止符が打たれた。隋が中国を統一した後、清河崔氏のいくつかの房支の政治的地位は、門閥制度の破壊のためにいくらか力を削がれてしまったが、政略結婚の面では家柄は依然として重要視されていた。『隋書』卷七六、文学・崔儼伝に、

越国公楊素時方貴倖、重儼門地、為子女縱娶其女為妻。

聘礼甚厚。親迎之始、公卿滿座、素令騎迎儼、儼故傲其衣冠、騎驢而至。素推令上座、儼有輕素之色、礼甚倨、言又不遜。素忿然扞衣而起、竟罷座。後数日、儼方來謝、素待之如初。

とあるように、崔儼は娘を楊素の子、楊玄縱に嫁がせている。また『隋書』卷八〇、列女・趙元楷妻伝は、天水の趙元楷が崔儼の娘を娶ったことを載せ、

元楷父為僕射、家富於財、重其門望、厚礼以聘之。元楷甚敬崔氏、雖在宴私、不妄言笑、進止容服、動合礼儀。

と、崔儼には権力者の楊素を見くびる心があったこと、趙元楷には財産も権勢も備わっていたものの、崔儼の娘を娶るために、「厚礼聘之」という態度を必要としたことを記している。これらからわかるように、家柄の觀念は、婚姻に引き続き影響を及ぼしており、すぐに消え去ることはなかったのである。

唐王朝が建国されると、かつて華々しい一時代を築いてい

た門閥貴族の清河崔氏は、新たな発展段階に入った。この「門閥貴族」という名称には、新たな含みが与えられ、清河崔氏の政治的・社会的地位には一連の変化が現れた。政治構造・統治秩序・生存環境など多種多様な要素の変化により、清河崔氏は未だかつてない新たな挑戦の機会に遭遇し、またその発展を促進する新たな好機に恵まれた。清河崔氏を代表的な門閥貴族とするのは、南北朝の衰微と隋唐の統一によってもその影響力を失わず、一定の政治的・社会的地位を保持し続けた点にある。清河崔氏の内部では「盛衰」の状況を呈していた。この時期の門閥貴族は、魏晋南北朝の門閥制度の保証を失い、一族の地位を保つことは、主に一族の者の個人的な奮闘にかかっていた。また、新たな王朝の建国に伴い、一連の影響が清河崔氏の政治的地位に及んだ。とりわけ重要なのは、官修の氏族譜の編纂と科挙制の導入であり、それらはプラス・マイナスの両面で崔氏に影響を与えたが、全体から言えば、新時代の清河崔氏は時代が突き付ける要求と正面から向き合い、粘り強い生命力と積極的な向上心を示し、新たな姿で隋唐の歴史の舞台で活躍したといえる。

以上のことを前提として、まず隋唐時代全般にわたる清河崔氏の婚姻範囲を考察していこう。現在、唐代の清河崔氏の婚姻状況に関しては、大量の墓誌の出土と野史・随筆資料の多様さにより、研究資料の供給源は極めて豊かといえる。本論文では、正史には主に『隋書』、両『唐書』、随筆資料は

『唐語林』、『金華子』、『太平広記』などに依拠し、墓誌資料は『全唐文』、唐代の文集、『唐代墓誌彙編』（周紹良主編、上海古籍出版社、一九九二年十一月）、『唐代墓誌彙編続集』（周紹良・趙超主編、上海古籍出版社、二〇〇一年二月）

および『洛陽新獲墓誌』（李猷奇・郭引強編著、文物出版社、一九九六年十月）などを参照した。史料の涉獵を通して、筆者は、隋唐期に清河崔氏との間に婚姻関係が生じた者の総計一八三人、六〇郡姓に及ぶデータを得た。その内訳は、宗室四人・范陽盧氏三七人・隴西李氏二六人・滎陽鄭氏二五人・太原王氏一三人・趙郡李氏七人・姑臧李氏八人・京兆韋氏三人・京兆杜氏一人・京兆王氏一人・河東裴氏二人・河東柳氏一人・河東薛氏一人・弘農楊氏三人・清河張氏一人・南陽張氏一人・呉郡張氏一人・北地張氏一人・渤海封氏一人・渤海高氏一人・渤海李氏一人・渤海刀氏一人・琅邪王氏二人・琅邪支氏一人・天水趙氏二人・南陽趙氏一人・南陽李氏一人・河間邢氏一人・扶風馬氏一人・平原明氏一人・潁川許氏一人・濮陽吳氏一人・彭城劉氏一人・彭城桂氏一人・広平宋氏一人・遼東李氏一人・上党樊氏一人・処州盧氏一人・河南于氏一人・鉅鹿魏氏一人・金城申氏一人・東平程氏一人・蘭陵蕭氏一人・并州田氏一人・敦煌□氏一人・李氏四人・王氏一人・鄭氏一人・源氏二人・路氏一人・陸氏一人・輔氏一人・盧氏一人・于氏一人・竇氏一人・姚氏一人・林氏一人・屈突氏一人・申屠氏一人・爾朱氏一人である。

この一八三人のうち、郡望の不明な者七人、士庶の身分を確定できない者一二人を除き、その他はみな士族階級か宗室の一員（楊氏・李氏）であり、全体の八九%を占めている。

この数字は隋唐期の清河崔氏の婚姻範囲も南北朝期と同じく、依然として士族間で行われていたことを表している。

次に、さらに踏み込んで隋唐期の清河崔氏の六つの房が結んだ婚姻関係を個別に考察し、具体的に士族間の通婚が、各房支の政治的・社会的地位に対してどのように作用したのかを見ていきたい。

1、鄭州崔氏

鄭州崔氏は崔彥璋・崔彥穆・崔彥昇の三つの一族からなり、その通婚相手の内訳は、太原王氏一人・滎陽鄭氏二人・京兆韋氏一人・清河張氏一人・広平宋氏一人・隴西李氏二人・彭城桂氏一人・渤海李氏一人・屈突氏一人・鄭氏（郡望不詳）一人・源氏一人・宗室一人である。清河崔氏の隋代の婚姻関係についての資料は比較的少なく、この一族に関してはただ崔君綽の娘が隋・文帝の時に入宮した記載が存在するのみであるが、それによって、隋の建国初期に政治的地位の足固めのために、崔氏が依然として宗室との通婚という策を採っていたということがわかる。その後、崔君綽は太子楊勇の一族と共に死刑に処される場所であったが、その娘が入宮して、いたため幸いにして一死を免れた。このような政略結婚は、

やはり一定の効果を發揮するものなのである。唐代の婚姻範圍に關して言えば、名門との通婚の例ばかりでなく、一般的な士族との婚姻関係もある。このような特徴が形作られたのは、唐の朝廷が名門の婚姻に關する政策を行ったことと関連している。唐・高宗の顯慶四年（六五九）、命令を下して七姓の名族に勝手に婚姻を行うことを禁じた。このことは清河崔氏の婚姻範圍にも影響を与え、源氏・京兆韋氏・清河張氏・広平宋氏との通婚はみなこの禁令が公布されて間もない時期に行われている。しかし開元年間（七一三―七四一）以降、清河崔氏は、太原王氏・滎陽鄭氏・隴西李氏とまた頻繁に通婚するようになる。時が経つにつれて、顯慶の禁令の効力は次第に弱まり、七姓の名族どうしの通婚は再びピークを迎えるのである。

2、許州鄆陵房

許州鄆陵房の他氏との婚姻に關する資料は、主に崔知温の一族に集中している。

崔知温一族の通婚相手の内訳は、京兆杜氏一人・范陽盧氏一人・隴西李氏一人・濮陽吳氏一人・河東裴氏一人・彭城劉氏一人である。そのうち、范陽盧氏と隴西李氏は七姓の名門に属し、崔知温の一族でこの両氏と通婚した崔泰之はちょうど仕官の最高位にあった。京兆杜氏と河東裴氏は七姓の名門から外れるとはいっても、当時の地位は比較的高く、門閥貴

族の一つに数えられる。したがって、この一族の婚姻関係は、主に名門士族間の通婚に拠っていたことになる。

3、南祖崔氏

南祖崔氏の他氏との婚姻に關する資料は、主に崔融と崔義玄の一族に集中している。

崔融の一族との通婚相手の内訳は、趙郡李氏一人・河東裴氏一人・隴西李氏二人・河東柳氏一人・姑臧李氏三人・范陽盧氏三人・滎陽鄭氏二人である。そのうち、趙郡李氏・隴西李氏・范陽盧氏・滎陽鄭氏は七姓の名門で、全部で八人おり、全体の六七%を占める。河東柳氏・姑臧李氏・河東裴氏も当時の大姓で、崔融の一族は、他氏との通婚は基本的に名門の範圍内で行っていたといえる。

崔義玄の一族と通婚関係にあった者の内訳は、趙郡李氏二人・宗室一人である。この一族に關する資料は比較的少ないが、趙郡李氏は七姓の名門に属し、義玄の一族と他氏との婚姻が基本的に名門の範圍内で行われていたことを物語っている。

4、清河大房

清河大房と他氏との婚姻に關する資料は、主に崔儼の一族に集約される。

崔儼の一族と通婚関係にあった者の内訳は、隴西李氏四人・

趙郡李氏一人・滎陽鄭氏六人・范陽盧氏四人・太原王氏二人・姑臧李氏二人・京兆韋氏一人・弘農楊氏二人・天水趙氏一人・渤海封氏一人・河東薛氏一人・姚氏一人・鉅鹿魏氏一人・南陽張氏一人・南陽李氏一人・扶風馬氏一人・清河張氏一人・遼東李氏一人・処州盧氏一人・寶氏一人・河南于氏一人・宗室一人である。隋代、崔儼の娘は弘農の楊素の息子と通婚している。楊素がその子に崔儼の娘を娶らせた際、

素推令上座、儼有輕素之色、礼甚倨、言又不遜。

とあることからわかるように、崔儼は隋代に入ってから、依然として比較的高い地位を保ち続け、当時同じく高い地位にあつた弘農楊氏と通婚し、よりいっそうその政治的地位を高からしめた。唐代においては、この一族と通婚した家柄のうち、七姓の名門が合計一七人、その他に婚姻関係を結んだ姑臧李氏・京兆韋氏・弘農楊氏・天水趙氏・渤海封氏・河東薛氏・南陽張氏・南陽李氏・清河張氏のような一族も、当時の地位は比較的に高く、崔儼の一族と他氏との婚姻関係が基本的に名門の士族の範囲内で行われ、一族の構成員の政治的地位が高くない場合には、その通婚範囲も同様に普通の士族となつたことが見て取れる。

5、清河小房

清河小房と他氏との婚姻に関する資料は、主に崔玄覽の一族と崔玄弼の一族のものとに集約される。

崔玄覽の一族と通婚関係にあつた者の内訳は、隴西李氏六人・太原王氏三人・范陽盧氏十人・滎陽鄭氏九人・姑臧李氏一人・趙郡李氏一人である。崔玄弼の一族と通婚関係にあつた者の内訳は、隴西李氏一人・太原王氏一人・范陽盧氏七人・滎陽鄭氏一人・姑臧李氏一人である。全て五姓の名門であり、これはその赫々たる政治的地位と一致するものである。

以上、隋唐期の清河崔氏の婚姻関係の総体的な統計と、それぞれの主要な房支の婚姻関係の個別研究を通じて、中古の門閥貴族の婚姻関係と政治的地位の高低とは連動していることがいっそう明らかとなつた。

それぞれの房支における人員の分布から見ると、鄭州崔氏一四人・許州鄴陵房六人・南祖崔氏一六人・清河大房四〇人・清河小房四六人・清河青州房五人である。各房と通婚した者のうち、清河小房と通婚した人数が第一位であり、このことは小房の政治的地位の高さと合致する。五代・劉崇遠撰『金華子』巻下に、

崔氏博陵与清河、亦上下其望族。……清河崔氏亦小房最專清美之称。

とあり、『旧五代史』卷九三、晋書、李專美伝に、
姑臧大房、与清河小房崔氏・北祖第二房盧氏・昭国鄭氏
為四望族。

とある。墓誌にもまた、『唐代墓誌彙編』大和〇四六「唐故

試太常寺太祝范陽盧府君妻清河崔夫人墓誌銘」に、
言門戸者為清河小房、世胄軒冕、人得而稱之。

とあり、『唐代墓誌彙編』乾符〇〇四「唐故振武觀察支使將仕郎試大理評事兼監察御史里行清河崔（茂藻）府君墓誌銘」にも、

自元魏以降、至于国朝、冠婚之盛、首于甲乙方。今推門族、必曰崔氏小房為閥閥之最也。

とあるように、この小房が諸房の第一位と記されている。以上からわかるように、清河崔氏一門の中の各房支の地位は横並びではなく、清河小房が六房の中で最も高い地位にあった。またここからも、中古における婚姻関係の変化と政治的地位の高低には関連性があることが証明された。

唐代の門閥貴族の政治的婚姻関係には、さらにグループ化の特徴が現れる。清河崔氏と通婚した士族のうち、范陽盧氏・隴西李氏・滎陽鄭氏・太原王氏・趙郡李氏・姑臧李氏が清河崔氏と通婚した人数の大半であり、合わせて一五人、士族の人数の六九%を占めている。このグループ化という現象は、唐代の清河崔氏は盧・李・鄭・王のような名門間での通婚が婚姻関係の中で主導的な地位を占めていたことを示しており、この現象は既に当時の人々の認めるところとなっていた。名門との通婚例を見てみると、『唐代墓誌彙編』乾符〇二〇「崔暉」亡室姑臧李氏墓誌銘」によれば、唐の姑臧李氏の一門は、四代に渡って清河崔氏と通婚している。崔従は夫人が

姑臧李氏。崔慎由は夫人こそ范陽盧氏であるが、娘が姑臧李氏に嫁いでいる。姑臧の李僑は夫人が清河大房の崔庭曜の娘。李僑の子、姑臧の李応は夫人が清河の崔少通の娘。李応の子、李隲は夫人が清河小房の崔儼の娘。そして李隲は娘の李氏（道因）が清河大房の崔暉に嫁いでいるということがわかる。崔従・崔慎由・崔儼などは、みな清河崔氏の政治的地位を唐代にあって高からしめている。姑臧李氏との通婚は、既得の政治的地位を維持し堅固にするための有効な方法であった。その他の例では、『唐代墓誌彙編』大中〇八〇「唐故汴州雍丘県尉清河崔（縱）府君夫人范陽盧氏合祔墓誌銘」のように、
盧氏与崔王等五姓聯於天下。

とあり、大中〇九〇「使持節曹州諸軍事守曹州刺史賜紫金魚袋清河崔（翬）府君墓誌銘」に、

（崔氏）与王鄭盧皆山東鼎族、宦媾之盛、時無与倫。

とあり、宝曆〇二二「唐河中府猗氏県主簿盧（伯卿）公故夫人清河崔氏墓誌銘」に、

（李・盧・崔）海内言族□推婚姻・拳門風・論人物者、
号三宗為鼎甲。

とあり、元和〇八九「唐（崔泰之妻）隴西郡君（李）夫人墓誌銘」に

崔李二門、即自命氏已來、号為名族、婚姻絳冕、家牒詳焉。

とあり、乾寧〇〇七「故右拾遺清河崔（巖）府君与滎陽鄭氏

夫人合耐墓銘」に、

我家（隴西李氏）与崔氏世接姻媾、追榮秦晉。

とある例が挙げられる。崔・盧・李・鄭・王の五大名門集団内部での交換婚は、いわば婚姻関係の独占であり、門閥貴族の地位を維持し強固にする有効な手段であるが、同時にこのグループ化婚姻は、かえって士族間の婚姻範囲を縮小し、社会の各階層の流動を妨げるとともに、皇族と名門との通婚の頻度を減らし、皇帝権力への威嚇ともなった。

この状況に直面して、唐王朝の統治者は、一方では当時たいへん重んじられた門地の觀念を抑圧しながらも、相変わらず異なる階層間での通婚を禁止していたことが、唐代の法制資料に伝えられている。『唐律疏議』卷一四、戸婚律に、

諸与奴娶良人女為妻者、徒一年半。女家、減一等。離之。其奴自娶者、亦如之。主知情者、杖一百。因而上籍為婢者、流三千里。諸雜戸不得与良人為婚、違者、杖一百。官戸娶良人女者、亦如之。良人娶官戸女者、加二等。即奴婢私嫁女与良人為妻妾者、準盜論。知情娶者、与同罪。各還正之。

とある。異なる階層間で婚姻関係が発生した場合は、法の制裁を受けなくてはならず、唐代では、このような「族際内婚制」が法制上の保護を受けるようになったのである。

魏晉南北朝時代から、家伝・系譜の編纂が盛んに行われ、多くの門閥貴族はみなそれを非常に重視した。その編纂は家

族の政治的地位をはっきりと示して保証し、さらには強固なものとする重要な手段であった。官修氏族譜の編纂、並びに門閥貴族をその中に等級付けることはすなわち、皇帝権力が門閥貴族の地位を承認する度合いをよりいっそう強く示しており、これは紛れもなく一門の政治的地位の変動に対して、はかり知れない意味を持つものであった。唐朝の統治者はこの方法を利用しようと試み、あらためて門閥貴族の政治的な等級付けを調整することによって、門閥勢力の削減や抑圧と、皇帝権力の強化や皇族の社会的地位の向上とをねらった。

唐朝において比較的に影響力を有した官修氏族譜は、主に唐・太宗期の『貞觀氏族志』と高宗期の『姓氏録』である。唐が建国されてほどなく、太宗は早くも問題の重要性に気づき、山東士人のこうした「通婚」を指して「甚だ教義を傷なうもの」とした。そこで高士廉らに詔して、姓氏を正し、『氏族志』を編纂させ、皇族を第一等、外戚を第二等、崔（民）幹を第三等とした。⁽¹⁰⁾『貞觀氏族志』は、山東士人の地位を貶めて編纂したが、結果から見ると、山東士人の地位はいささかも動揺しなかった。『氏族志』は皇族と外戚を一位・二位に列して、わずかに皇帝権力の威信を打ち立てただけであり、その本質は依然として「土庶を別つ」ものであった。『氏族志』編纂の結果は、事実上、皇帝権力の地位の再確認と山東士人の地位の再強固であり、また制度上から門閥貴族の地位を承認したことは、皇帝権力の門閥貴族に対する妥協

でもあった。このことは、唐代における清河崔氏の発展に巨大な推進力を与えたことは疑いなく、また唐中後期における崔氏の政治的地位向上の重要な条件ともなった。

顕慶四年（六五九）九月編纂終了、全二百巻の『姓氏録』は、『貞觀氏族志』のあとを継いだ官修氏族譜の二度目の大規模な修訂である。今回の姓氏の等級付けは主に官品の高低を基準とし、旧来の士族の順位を打破して、門閥貴族の政治的地位にいくらか衝撃をもたらした。しかし、門閥貴族の地位は、決してある種の具体的な制度・条文の規定によるのではなく、その一門の構成員が何代、数十代もの人々の艱難辛苦を通じて、幾重にも蓄積し、形成・発展させてきたものであって、社会に対するその影響は、決して一枚の政令によって消し去られるようなものではなかった。当時は「王妃・主婚皆当世の助貴名臣の家より取るも、未だ嘗て山東旧族に尚さず」という風潮がおこり、ある一族も「姓ごとに其の房望を第し、一姓の中と雖も、高下懸隔」し、また「宗を衰え譜を落とさば、昭穆の齒さざる所」となりはした。しかし全体的に見れば、門閥貴族の政治的地位は決してこのために弱まることはなく、『姓氏録』が編纂されてまもなく、「房玄齡・魏徵・李勣復た与に昏し、故に望減せず」、「凡そ男女皆潜かに相聘娶し、天子禁すること能わず」、^①「閩東の魏・斉の旧姓、皆淪替すと雖も、優に相矜尚し、自ら婚姻を為す」という局面が現出した。このような状況のもと、「義府、子の為に婚

を求むるも得ず。乃ち奏して隴西の李等七家、相互に婚を為すを得ざらしむ^②」という李義府のこの建議は直ちに批准され、高宗はすぐさま禁婚令を公布した。この禁婚令については、『全唐文』、『新唐書』、『資治通鑑』等に記載がある。『全唐文』卷三二八、李華「唐贈太子少師崔（景暉）公神道碑」に、

神龍中、申明旧詔、著之甲令。以五姓婚媾冠冕天下、物惡大盛、禁相為姻。隴西李宝之六子・太原王瓊之四子・滎陽鄭温之三子・范陽盧子遷之四子・盧輔之六子・公（清河崔景暉）之八代祖元孫之二子・博陵崔懿之八子・趙郡李楷之四子。士望四十四人之后、同降明詔、斯可謂美宗族人物而表冠冕矣。

とあり、『新唐書』卷九五、高俊伝に、

詔後魏隴西李宝・太原王瓊・滎陽鄭温・范陽盧子遷・盧渾・盧輔・清河崔宗伯・崔元孫・前燕博陵崔懿、晋趙郡李楷、凡七姓十家、不得自為昏。

とあるごとく、『新唐書』には『全唐文』の記述に加えて盧渾・崔宗伯の二家も挙げられている。清河崔氏もまた禁婚の範囲内にあり、まさしく唐代の清河崔氏の地位が依然として昔と変わらなかつたことを示している。この禁婚令は、皇帝権力が門閥貴族の独占的な婚姻現象に公然と挑戦するものであった。しかし、注意すべきは、この禁令の中にもなお「五姓婚媾冠冕天下」と見え、これは皇帝権力による門閥貴族の輝かしい地位に対する承認であり、禁令は五姓名門の地位を

確認ないし向上させる明文となったことである。まさに墓誌銘に書かれているように、この禁令の効力は「美宗族人物而表冠冕矣」と称されたのであり、五姓名門の通婚が形成する強大な勢力は、一つの禁令によって消し去ることのできるものではなかった。

『姓氏録』のあと、唐朝はまた幾度か氏族譜を官修した。比較的有名なのが、中宗の神龍三年（七〇七）に編纂を開始し、玄宗の開元二年（七二四）に公布施行された『大唐氏族系録』や、憲宗の元和七年（八一二）にまとめられた『元和姓纂』などであり、いずれも皇族地位の第一位を確認する目的で、「王朝権力に依拠して氏族の秩序を再構築する意図を集約し反映」してはいるが、門閥貴族の地位を再確認するものでもあった。開成年間（八三六〜八四〇）の初め、玄宗は真源・臨真の二公主を士族に降嫁させようとし、宰相に、「民間昏姻を修むるに、官品を計らずして閹閹を上ぶ。我家二百年天子たり。顧みるに崔・盧に及ばざらんや」と述べている。このことから明らかのように、清河崔氏は代表的な山東士人で、独占的な婚姻の伝統は唐代後期も依然として失われてはいなかった。

『旧五代史』卷九三、晋書、李專美伝に、

唐太宗曾降詔以戒其弊風、終莫能改。其間有未達者、必曰「姓崔・盧・李・鄭了、余復何求耶。」其速者、則遷在天表、復若千里、人罕造其門、浮薄自大、皆此類也。

とある。官修氏族譜は門閥貴族の政治的地位にある種の衝撃をもたらしたが、長い年月をかけて作られたその固有の社会的・政治的な地位と影響力は、短期間では消失しなかった。

以上の分析を通じて知り得るのは、門閥貴族の政略結婚は、唐代では勢いを削がれたのではなく、むしろ新しい方法で当時の社会において更に安定した状況を生み出したことである。このような婚姻関係は、皇帝権力と非士族階層との闘争の中で、時には強まり、時には弱まった。統治者は名門の通婚に対して許可や制限を加えたことで、中央と門閥貴族との間で相互に補い合う態勢を図ったが、全般的な発展の勢いはかえって毎回の闘争の後でさらに強まり、門閥貴族の衰亡に至るまで続いたのである。このような趨勢が作られた原因は、巨視的に見ると、中古に特有の政治的・経済的・文化的背景と密接に関係している。門閥貴族それ自体から考えれば、婚姻に対する心理については、魏晋南北朝の長期間にわたっての政略結婚に向けられてきたため、すでにそこには政治性の烙印が押されており、一方、政略結婚の形成は、門閥貴族の赫赫たる社会的地位の高さに由来するものである。翻つて考えれば、政治と婚姻が強く結び付くのは、より有利な社会的地位を形成し維持するためなのであり、つまり唐代門閥貴族の政略結婚の趨勢が強大化するのには、彼らの社会的地位と婚姻関係とが長い間相互に連動した結果であったと言えるのである。

三 非政治的な婚姻要素

門閥貴族の婚姻関係は中古の時代に著しい政治性を示すが、婚姻が結婚行為の実現と夫婦関係の締結であることからすれば、そこには非政治的な要素も存在したと見なければならぬ。本章では、そのような意味での婚姻本来の性質について、清河崔氏の婚姻関係の範囲内で、主に同姓不婚や近親婚のほか、婚姻形式・再婚・結婚年齢などの問題を取り上げてみたい。

まず同姓不婚と近親婚の問題について述べよう。唐代では、いくつかの婚姻のパターンが法で規制されていた。上記に掲げた異なる家格間での結婚を禁ずる規定以外に、『唐律疏議』卷一四、戸婚律に、

諸同姓為婚者、各徒二年、緦麻以上。以奸論。若外姻有服屬而尊卑共為婚姻、及娶同母異父姊妹、若妻前夫之女者、亦各以奸論。其父母之姑、舅、兩姨姊妹及姨、若堂姨、母之姑、堂姑、己之堂姨及再从姨、堂外甥女、女婿姊妹、并不得為婚姻、違者各杖一百。并離之。

とあり、同姓不婚と外姻尊卑の禁婚を明確に規定している。清河崔氏の婚姻範囲を考察すると、同姓および外姻尊卑と婚姻関係を結んでいる例は全く存在しないことから、こうした制限は当時の法律規定というだけでなく、当時の社会におい

て共に犯すべからざる理念であったことがわかる。清河崔氏がこの種の婚姻範囲の制限を越えていないのは、それと門閥貴族の持つ儒教的な家風とが密接に関係していたからである。礼法の原則は当時の門閥貴族に一定の拘束力を持っており、門閥貴族の処世の普遍的な原則でもあった。

婚姻形式の面では、清河崔氏は南北朝期には主に一夫一妻制であったが、崔浩の夫人に河東柳氏と二人の太原郭氏がいたように、一夫多妻制の現象も見られた。このほか、清河崔氏が南北朝の乱世の中で、南北間を比較的頻繁に移動したことで、家庭関係も甚だ不安定となったために、前妻がいても後妻を娶ったり、甚だしきに至っては前妻を捨てるという現象も出てきた。崔模は南朝に仕えていたとき、清河張氏を娶り、二人の子を儲けた。後に北魏に降って太武帝から金氏を賜り、また一子を得た。月日が流れ、前妻の子が人をやって崔模を買い戻そうとしたが、崔模は帰らなかった。さらに、崔僧淵のように前妻房氏を嫌悪して、新たに平原杜氏を娶り、房氏を捨てたという例もある。こうした現象はある特定の時代の産物といえよう。

唐代に入り、清河崔氏の中には依然として一夫多妻の現象も存在していた。例えば、崔儼の夫人は滎陽鄭氏であるが、他に別妻として滎陽の鄭坦の娘を持っていた。また崔儼は側室の清河張氏があり、崔揆には側室の上党樊氏がいた。しかし、この時期には一夫一妻制が次第に主流となってきた

た。一夫一妻の家庭の中では、ごく普遍に再婚が行われ、前室継室現象とも言うべき状況を呈している。例えば、鄭州崔誼は前妻が清河張氏、後妻が広平宋氏、崔玄籍は前妻が渤海李氏、後妻が屈突氏、崔志は前妻が南陽趙氏、後妻が渤海刀氏、許州鄆陵房の崔泰は前妻が范陽盧氏、後妻が隴西李氏、南祖の崔敬嗣は前妻が范陽盧氏、後妻が滎陽鄭氏、清河大房の崔潜は前妻が処州盧氏、後妻が寶氏、崔揆の父は前妻が太原王氏、後妻が林氏、清河小房の崔儻は前妻が滎陽鄭氏、後妻が范陽盧氏、崔税は前妻・後妻ともに滎陽鄭氏、崔敏は前妻が滎陽鄭氏、後妻が范陽盧氏である。このような現象を生み出す原因は、①当時の医療水準が比較的低く、女性の寿命が全体的に短かったこと、②男性には一人の女性と添い遂げる観念が薄かったこと、③子孫が伝承するのは、門閥貴族や時人の共通の観念で、後妻を迎えることは、一族の祭祀を続けるための条件を提供することなど、多面的である。

結婚の適齢の規定に関しては、かねてから記載が一樣でなく、「男は三十にして娶り、女は二十にして嫁す」というのは、古代の理想上の適齢というだけである。幾人かの婚姻史の研究者は、歴代の結婚の適齢の記載を総括して、歴史の真実にアプローチしようとした。仁井田陞氏は「唐宋時代の婚姻適齢は、普通男は十五・六、女は十三・四とされたことがわかる」とされ、董家遵氏は「男は十六歳、女は十三歳というのが、実に歴代の結婚年齢の平均となろう」とされ、向淑

云氏は「唐制における結婚年齢は、男は十五（二十歳、女は十三）十五歳の間が一般的とされたようである」とされた。今これらの結論に立脚するならば、我々は、清河崔氏の結婚年齢がこうした基準に符合しているか否かを一目瞭然にすることができる。

下の表は『唐代墓誌彙編』に収録された墓誌に記載される清河崔氏の女性成員の結婚年齢の状況である。これ

らのデータを採用する理由は、①清河崔氏の男性成員の結婚年齢に関する記録が基本的に存在しないこと、②『唐代墓誌彙編』所収の墓誌は時代的な偏重がなく、唐代の各時期における重要人物を網羅しており、その中から選び取った資料は自然のサンプルとして適していることである。表の十二例の女性の結婚年齢は、平均して二二歳と、全体的に当時の女性

清河崔氏女性成員結婚年齢表

清河崔氏	嫁ぎ先	結婚年齢	出典
崔啞女	源氏	19	『唐代墓誌彙編』開元050
崔群女	范陽盧絨	24	『唐代墓誌彙編』大中128
崔氏女无生忍	嗣曹王李皋	19	『唐代墓誌彙編』貞元093・094
崔氏女	河東裴簡	24	『唐代墓誌彙編』元和073
崔氏女元二	范陽盧璠	21	『唐代墓誌彙編』元和053
崔恪長女上真	隴西李氏	20	『唐代墓誌彙編』順天004
崔亮女霞	彭城桂休源	16	『唐代墓誌彙編』開成013
崔琪	滎陽鄭氏	35	『唐代墓誌彙編』咸通005
崔丕女	范陽盧約	18	『唐代墓誌彙編』咸通057
崔氏女柔儀	封氏	17	『唐代墓誌彙編』垂拱047
崔濟女	范陽盧氏	19	『唐代墓誌彙編』貞元097
崔氏女曼殊	京兆王氏	20余	『唐代墓誌彙編』開元428

の結婚年齢の基準より高めである。個々の結婚年齢では最低が一六歳で、やはり一三〜一五歳という結婚年齢基準に符号しない。さらに一例は三五歳にまで達しており、清河崔氏の女性成員が全体的に見て晩婚型に属することを物語っている。このような現象を造り出す具体的な原因について確定する方法はないが、清河崔氏一族の家風が婚姻に具体的な作用を及ぼしたのかも知れない。

以上、これらの面は政治性以外の婚姻要素に属するものであるが、中古という時代の特色と清河崔氏の果たした歴史的役割とによって、こうした婚姻要素は、依然として当時の経済・政治・文化と関連性を有し、時代の影響を免れなかったのである。

むすび

婚姻関係は門閥貴族の発展の中で重要な位置を占め、「山東士族、例以修持門閥比較婚媾為光大」²²と記されるように、門閥貴族の地位を構成する重要な一因でもあった。清河崔氏を代表的な中古の門閥貴族としたのは、政治・経済・文化的意義によって、婚姻関係にその典型的な性格が見られたからである。中古の門閥貴族の婚姻関係と政治的地位の高低とは一貫性を有していた。

唐代の門閥貴族の婚姻関係は、南北朝時代と比較すると、

いくつかの共通点だけでなく、さらに新たな特徴も見出すことができる。

共通点は以下の四点である。まず第一に、婚姻の政治性が一貫して中古における門閥貴族の婚姻関係の核たる部分であり、これは中古の特定の政治・経済・文化的背景と密接に関わるだけでなく、さらに門閥貴族の婚姻にはたらく心理の方向性と、婚姻関係と社会的地位との連動性などといった要素の影響を受けたこと。第二に、このような政略結婚は、他の時期においても政府の保護と承認を得たが、それと同時にまた統治者によるこれまで以上の圧力を受けることにもなったこと。北魏の崔浩の国史事件や、唐代の官修氏族譜および禁婚令のように、形式はそれぞれ異なるものの、本質的に目的は同じであった。第三に、清河崔氏の婚姻範囲の中で、同姓間と外姻尊卑の婚姻の例が全く存在しなかったこと。これは儒教的教養を持つ門閥貴族の家風と密接に関わっていた。最後に、婚姻の形式上、一夫一妻制を主としたが、一夫多妻の現象も存在したことである。

一方、相違点とは、南北朝時代の清河崔氏の婚姻関係には同郡内での通婚例と世代間での通婚例があり、こうした現象はみな政治的な同盟の需要から生じたものであるが、唐代における政略結婚の趨勢はさらに強まり、そのうえ清河小房のように婚姻範囲が個々の房支に集中する現象が現れたことである。このような現象は、門閥貴族の婚姻関係と政治的地位

の保持との利害が一致していたことを物語っている。それに加えて、唐代の門閥貴族間の政略結婚はグループ化の特徴を示し、主に崔・盧・李・鄭・王の五大名門集団内部での相互交換婚が行われた。このような名門間の巨大通婚集団の勢力と影響は、南北朝よりもさらに強大なものとなり、それは門閥貴族の地位を維持し、かつ強固なものとする有効な手段であると同時に、かえって婚姻関係に対する一種の独占ともなり、士族間の婚姻範囲を縮小して社会の各階層の流動を妨げ、しかも皇族と名門との通婚の頻度を低下させ、ひいては皇帝権力をもおびやかす結果をもたらした。政略結婚は、門閥貴族の地位を維持し強固にするために積極的な作用を果たしたが、時には危機をももたらした。いったんある一族が政治的危機に立たされると、それと通婚関係にある一族も何らかの巻き添えを受ける危険性があったのである。こうしたことは北朝にすでに見られ、崔浩の国史事件は、

清河崔氏無遠近、范陽盧氏、太原郭氏、河東柳氏、皆浩之姻親、尽夷其族。

とあるように、⁽²⁾政略結婚の負の反応がもたらした深刻な結果であった。

門閥貴族の婚姻の政治性は、彼らの政治的・社会的地位などの要素との関連以外に、その時の国家政策の方向性と大きく関連している。この点から言えば、中古における門閥貴族の婚姻関係は、すでに当時の政治情勢の一環に組み入れられ

ていたのであり、一家・一戸のレベルで決定できるものではなくなっていた。

中古の門閥貴族の婚姻関係の研究においては、その政治性も重要な側面ではあるが、婚姻とは結婚行為の実現と夫婦関係の締結であり、それ自体、本来は非政治的な性格のものである。しかしながら、従来の研究ではそのような婚姻本来の様相は見落とされがちであった。今後は、中古の門閥貴族の婚姻関係を検討するにあたっては、特定の時代における婚姻の政治性を重点的に研究するだけでなく、非政治性の婚姻要素も併せて分析し、中古の門閥貴族の婚姻関係の全貌を明示する必要があるであろう。

注

(1) 本文で採用した「中古」の時代範囲は、魏晉南北朝隋唐時期を指す。毛漢光氏の『中国中古社会史論』（上海書店出版社、二〇〇二年十二月）に、「本書所謂「中古」、是指東漢獻帝建安至唐昭宗天祐年間（公元一九七、九〇六）」とあり、筆者はこれに倣った。

(2) 陳寅恪『唐代政治史述論稿』中篇「政治革命及党派分野」（三聯書店、一九五六年二月）七一頁。

(3) 毛漢光『中国中古社会史論』は、総体的に中古の士族を研究した意欲作である。本書全体の分析の中で、清河崔氏は重要な案件の一つとなっている。その第七篇「中古山東大族著房之研究」には、清河崔氏諸房の分析や、唐代における清河崔氏の禁婚家の分析があり、中古の清河崔氏の婚姻関係の研究に関して、学術的な方向性を持つ。向淑云『唐代婚姻法与婚姻実態』（台湾商務印書館

- 一九九一年十一月)は、唐代における婚姻法と婚姻実態の關係の過程を論述する中で、清河崔氏を研究対象として多く取り上げており、ここから清河崔氏の唐代における婚姻關係の連なりを見て取ることができる。大陸の學者で清河崔氏の婚姻關係について主に研究したもののについては、劉馳『從崔・盧二氏の婚姻締結看北朝漢人士族地位的变化』(『中國史研究』一九八七年第二期)があり、清河崔氏・博陵崔氏・范陽盧氏の三つの門閥貴族を例とし、その婚姻關係の統計分析を通して、特に北魏・東魏・北齊期の姻戚關係の変化は、北朝の漢人士族や名門の政治的・經濟的・社会的地位の高低と胡族政權の統治者との間の關係の変化を反映していることを示した。高詩敏『北朝清河崔氏の曲折發展及其特征』(『首都師範大學學報(社會科學版)』二〇〇〇年第三期)は總体的に清河崔氏の北朝における政治的地位、婚姻關係と一族の移動について検討している。陳爽『世家大族与北朝政治』(中國社會科學出版社、一九九八年十二月)第二章第五節「北魏」「四姓」的確立与「五姓」婚姻集團的形成」および高詩敏『有關北朝博陵崔氏的几个問題』(『首都師範大學學報(社會科學版)』一九九八年第五期)も清河崔氏の婚姻關係の問題について触れている。
- (4) 王伊同『五朝門第』(香港中文大學出版社、一九七八年重刊第一版)一八頁。
- (5) 董家遵著、卞恩才整理『中国古代婚姻史研究』中篇『中国的内婚制与外婚制』第三章『實際的内婚制』(広東人民出版社、一九九五年九月)。
- (6) 隋唐士族の政治的・經濟的・社会的な地位に関しては、隋唐社會構造を研究する上で意見が分かれる最大の問題であり、唐代の士族について消極的な見方をする研究者もいる。例えば、烏廷玉は、唐代士族は政治上では既に大きな影響力を持たなかったとし(『唐代士族地主与庶族地主的歷史地位』『中國史研究』一九八〇年

一期)、瞿林東は、唐初の百年ほどの間に、士庶の闘争は次第に緩和され、その格差も次第に縮小されていったとし(『唐代譜学簡論』『中國史研究』一九八一年一期)、何燦浩は、唐の士族は外面的には榮華を極めていても内実はそうではなく、その發展と復興は、減じる寸前に一時的にそう見えたに過ぎず、最後には唐末に消滅したとしている(『關於唐代士族問題的管見』『寧波師院學報』一九八七年一期)。これに対して筆者は、隋・唐に入って士族には、政治的・經濟的・文化的な方面で一連の新たな変化が明らかに生じているが、これらの変化は挑戦であったばかりでなく、好機でもあり、士族は社会的地位を保ちつつ、新たな姿で隋唐社會に現れたと考える。(拙稿『隋唐世家大族政治社会地位變遷研究』日本『唐代史研究』七、唐代史研究会、二〇〇四年八月)。

- (7) 『新唐書』卷七二下、宰相世系表二下に、「崔氏定著十房、一曰鄭州、二曰鄆陵、三曰南祖、四曰清河大房、五曰清河小房、六曰清河青州房、七曰博陵安平房、八曰博陵大房、九曰博陵第二房、十曰博陵第三房」とあるうち、先の六房は清河崔氏、後の四房は博陵崔氏に属す。
- (8) 『隋書』卷七六、文学・崔儼伝。
- (9) 本文所引の『唐代墓誌彙編』は全て周紹良主編『唐代墓誌彙編』(上海古籍出版社、一九九二年十一月)を用いる。以下、明記は省略する。
- (10) 『旧唐書』卷六五、高士廉伝。
- (11) 『新唐書』卷九五、高儉伝。
- (12) 『旧唐書』卷八二、李義府伝。
- (13) 『旧唐書』卷八二、李義府伝。
- (14) 『資治通鑑』卷二〇〇、唐・高宗・顯慶四年条にも同様の記事がある。
- (15) 池田温『唐朝氏族志研究——關於「敦煌名族志」殘卷』(劉俊文

主編、夏日新・韓昇・黃正建等訳『日本學者研究中國史論著選訳』
第四卷『六朝隋唐』中華書局、一九九二年七月、六六四頁。

(16) 『新唐書』卷一七二、杜兼附子中立伝。

(17) 『魏書』卷二四、崔玄伯伝、『北史』卷二四、崔暹伝。

(18) 『魏書』卷二四、崔玄伯伝。

(19) 仁井田陞『中国身分法史』（東京大学出版会、一九四二年一月
五五〇頁）。

(20) 董家遵著、卞恩才整理『中国古代婚姻史研究』（広東人民出版社、
一九九五年九月）二二九頁。

(21) 向淑云『唐代婚姻法与婚姻実態』（台湾商務印書館、一九九二年
十一月）五八頁。

(22) 『唐代墓誌彙編』咸通〇五七、咸通丁亥（八年）二月二日、「唐
故太子司議郎分司東都范陽盧（諷）府公夫人清河崔氏耐葬墓誌銘」。

(23) 『魏書』卷三五、崔浩伝。

【訳者付記】

① 本訳稿に用いた「門閥貴族」の語は、原文では「世家大族」で
あるが、日本の学界に一般的な呼称に改めた。

② 本訳稿に類出する「中古」は「魏晋南北朝隋唐時代」を指す。
日本の学界では馴染みがないが、著者自身が注（一）を付してい
るので、原文の呼称を残した。

（著者…中国南開大学歴史学院講師）

（訳者…本学大学院博士後期課程在籍

中国北京大学歴史学系留学中）